

総合事業の説明会(事業所向け) 質問表

質問	回答
1 くすのき広域連合解散に当たり、門真市以外に在住している要支援の利用者は、門真市の事業所を利用するのは可能でしょうか。	門真市外の要支援者も利用できますが、利用者の居住する市(保険者)の事業所指定を受ける必要があります。くすのき広域連合で受けた指定は、門真市・守口市・四條畷市にそれぞれ引継ぎますので、指定有効期間内は、門真市民・守口市民・四條畷市民はくすのき広域連合が指定した事業所の利用が可能です。 ただし、令和6年3月31日でくすのき広域連合の指定有効期間の満了を迎える事業所は、それぞれの市へ更新申請が必要です。 なお、地域密着型サービスにつきましては、くすのき広域連合ホームページの説明会資料をご確認ください。
2 上記が可能でない場合、現状の要支援利用者はどのような状況になるのでしょうか。	利用可能ですので、上記回答をご確認ください。
3 今後、事業所の評価として、要介護者から要支援者になる場合、又は要支援者から事業対象者になる場合は成果評価されますか。	市独自で事業所の成果評価事業について、実施予定はありません。しかしながら、令和6年度の介護報酬の改定において、「介護におけるアウトカム指標の強化」について検討されておりますので、国の動向を注視していきます。 国からの通知に基づき、実施する必要がある場合等は、周知します。
4 利用者の現状維持、又は不可抗力(調査時の体調不良等)が原因で介護度が上がる場合は成果評価はどうなるのでしょうか。	上記回答をご確認ください。
5 成果評価に関する細則の説明をお願いします。	上記回答をご確認ください。
6 【更新書類の提出期日について】 くすのき広域連合での指定有効期限が 令和6年3月31日で満了となる事業所について、令和6年4月1日以降も継続して指定を受ける場合、門真市内・市外に関わらず、書類提出期日は令和5年11月30日までという認識で間違いはないでしょうか。その際、提出書類に違いはありますか。	令和6年3月31日にくすのき広域連合の指定有効期限が満了となり、令和6年4月1日以降の更新を希望する事業所は、門真市・守口市・四條畷市それぞれにおいて更新手続きが必要となります。その際の書類提出期限は令和5年11月30日です。 提出書類につきましては、各市のホームページをご確認ください。

7	<p>【有効期限が少し先の事業所について】</p> <p>説明会資料にて有効期限は引き継ぐとありますが、《有効期限～令和9年8月31日》の事業所について上記の期間までは自動的に門真市の指定を継続出来るということでしょうか。</p> <p>今回の更新手続き(11/30×)は不要だが、今後、満了日までに今回のような更新手続きが必要になるということでしょうか。</p>	<p>左記の例では、令和9年8月31日までは、くすのき広域連合の指定有効期間を引き継ぐため、門真市・守口市・四條畷市の市民の利用は可能です。事業所の手続きは必要ありません。</p> <p>令和9年9月1日以降の更新を希望する事業所は、各市において更新手続きが必要となります。</p> <p>なお、地域密着型サービスにつきましては、くすのき広域連合ホームページの説明会資料をご確認ください。</p>
8	<p>P.11 加算の算定条件を満たしていることが分かる必要書類について、保険者からこういったことが記載されている書類が必要と指定して頂けますか。</p>	<p>取得される加算の要件を確認いただき、その要件が確認できる書類の提出をお願いしております。</p>
9	<p>P.13とP.15 人員基準の取扱いについて。</p> <p>①②と③は区分して人員を配置するというのは原則ですか。</p>	<p>原則ではなく、①通所介護(地域密着型通所介護を含む)、②通所介護相当サービスと③通所型サービスAは区分して人員配置をしてください。基本的にはくすのき広域連合と同じ取り扱いです。</p>
10	<p>P.13とP.15 人員基準の取扱いについて。</p> <p>『ただし利用者の処遇に支障がない場合は』とあるのですが、具体的にどのような状態ですか。デイサービス側で支障がないという判断で良いのですか。保険者からの条件がありそれを満たせば処遇に支障がないという判断でよろしいですか。判断基準を教えてください。</p>	<p>判断基準については、利用者に安全なサービスを提供できる、遅滞なく運用ができる等となります。事業者が上記の内容に支障がないかを判断し、当該事業所の他の職務、同一敷地内の他の事業所等の従事が可能です。</p>
11	<p>P.14が欠損していました。そちらに償還払いや給付制限のこの記載があったのでしょうか。</p>	<p>説明会では、償還払いや給付制限を総合事業において適用するかを検討中であること伝えており、事前に公開した説明会資料には掲載していませんでした。</p> <p>現在、ホームページ上の説明会資料(追加・変更部分あり)に掲載しております。</p>
12	<p>介護保険被保険者証がご利用者の手元に届いたら、再度写しを取り保管した方がよろしいですか。または、すでに頂いている保険証の写しに手書きで訂正を入れて保管でも大丈夫ですか。</p>	<p>介護保険施行規則 第63条第1項において、居宅要介護被保険者は、指定居宅サービスを受けるに当たっては、その都度、指定居宅サービス事業者に対して被保険者証及び負担割合証を提示しなければならないと規定されております。そのため、再度写しを取るのか、手書きで修正するかは事業所判断で問題はありますが、最新の情報を必ずご確認ください。</p>
13	<p>P.4 リハビリ専門職同行訪問事業について</p> <p>同行訪問を依頼するタイミングや依頼方法については以前と同じですか。まだ同行訪問を利用したことがないのですが、サービスを開始するまでにどれくらいの時間がかかるか教えてください。4月からは今より増えると思いますが混雑具合なども考えおおよそどれくらいでサービスを開始できるか教えてください。</p>	<p>同行訪問を依頼するタイミングについては変更ありません。依頼方法については、現在検討中です。</p> <p>現在は、利用者・介護支援専門員・リハビリ専門職の調整に1～2週間程度要し、同行訪問を実施(訪問日当日にリハビリ専門職より助言等があり)、報告書が1週間程度で送付されます。リハビリ専門職の助言や報告書を参考に、必要に応じてケアマネジメントの追加・修正等を行い、サービス事業所と調整いただき、利用開始となります。利用されるサービスによってサービス利用までの期間が異なります。</p> <p>令和6年4月以降は件数が増加するため、上記の日程よりもサービス利用までの期間を要する可能性があります。</p>

14	リハビリ専門職同行訪問事業の目的は「ケアマネジャーに対して、リハビリ専門職が専門的な視点を持って、生活課題の工程分析、能力評価及び予後予測を踏まえた助言をすることで、高齢者の自立を促進できるケアマネジメントをしやすい環境を整備する。」との説明でしたが、ここでの「自立」とはどのような概念の言葉となりますか。	介護保険法第1条「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう(省略)」と規定されている、自立を示しています。
15	リハビリ専門職同行訪問において、現在は口腔と栄養についてもフォローされている内容となっているが、今後も継続で良いか。	リハビリ専門職同行訪問事業においては、基本的にはリハビリ専門職の派遣を行っております。歯科衛生士や栄養士については、地域ケア会議(通所Cカンファレンス等含む)において会議出席者全員の合意が得られた場合に、派遣しております。
16	リハビリ専門職同行訪問の個人情報保護の観点について。市の職員(委嘱)として、行くという認識でよろしいか。	リハビリ専門職同行訪問事業は委託事業として実施するため、委託契約書に個人情報保護について規定しております。また、理学療法士及び作業療法士法第16条において守秘義務が規定されており、適切に対象者の個人情報保護が実施されています。
17	介護支援専門員が理学療法士もしくは作業療法士の資格を有している場合においても同行訪問事業の利用は必須となるのか。	リハビリ専門職同行訪問事業に協力いただいているリハビリ専門職は、大阪府が実施しているスクール修了者や各協会の複数の研修を受講した者が出務しています。そのため、リハビリ専門職の介護支援専門員であっても、リハビリ専門職同行訪問事業の利用は必須となります。
18	居宅介護支援事業所もしくは法人内に理学療法士もしくは作業療法士が在籍しており協力を得られる場合においても、リハビリ専門職同行訪問事業を利用することは必須となるのか。	リハビリ専門職同行訪問事業については、必須となります。理由については、質問項目17の回答をご確認ください。
19	リハビリ専門職同行訪問事業において、視覚障害や聴覚障害で手帳を有している場合等、固定した障がい介護の必要性となっている場合においても、リハビリ専門職同行訪問事業を利用することは必須となるのか。	3疾患・その他精神疾患に該当するケースやリハビリ専門職の関与(訪問リハビリ・通所リハビリ・訪問看護リハビリ・通所C)があるケースは該当要件者の対象外としております。そのため、視覚障がいや聴覚障がい等の場合については、必須となります。
20	リハビリ専門職同行訪問事業において、虐待等の権利擁護が必要な場合も、サービス利用には同行訪問事業は必要となるのか。特別な配慮ができる旨の指針を提示する予定はないのか。	虐待等の特別な対応が必要なケースに関しては、保険者にご相談ください。特別な配慮等については、それぞれのケースの状況により対応が異なる場合もあるため、現時点では指針を提示する予定はありません。
21	訪問型サービスB(住民ボランティア型)は、「現時点で門真市の該当団体なし」と表記されているが、総合事業のメニューとして掲示されているにも関わらず、利用できないというのは行政執行として問題がないのか。	訪問型サービスB(住民ボランティア型)については、サービス提供を希望する住民団体がありません。住民主体のサービスのため、保険者が主導で実施することは困難ですが、住民団体より希望があった場合には支援してまいります。
22	訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスにおいて、標準的な状態像は「中長期的なサポートが必要な人」であるため、ケアプランのサービス利用期間は認定の期限を考慮した上で、担当者会議等にて専門職の知見を得て、ケアマネジャーが決めてよいのか。	相当サービスの評価期間に関しては介護予防の主旨に鑑み、3～6か月を目安とします。その期間内でサービス担当者会議等で評価期間を決定してください。相当サービス＝専門職の関与となりますので、事業所の専門職が専門性を活かして、具体的な目標設定や評価をおこない、介護支援専門員等へ報告し、評価をしてください。

23	<p>くすのき広域連合にて通所Cの利用を開始して6年ほど経過していると記憶しているが、効果について公表されていないので利用者に勧めにくい。現在得られている効果について公表してほしい。</p>	<p>「通所型サービスCの卒業生のみなさんの声」という形で、卒業生の通所型サービスC利用前の生活課題と利用後の改善状況等をご本人の言葉で、くすのき広域連合のホームページに掲載しております。</p>
24	<p>FAXがなくなるとのことだが、虐待対応等における個人情報の書面でのやりとりは、どのように行えばよいのか。</p>	<p>虐待対応における個人情報の書面でのやり取りについては、原則持参してください。ただし、持参が難しい場合にはメールで送信いただけますが、その際は、暗号化しパスワードを電話でお知らせください。</p>